

札幌市立幌南小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなり得る。これらの基本的な考えを基に、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心安全に生活できる場でなくてはならない。児童生徒一人一人が大切にされているという自覚をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりに努める。

2 いじめとは何か

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成 25 年 9 月 13 日公布）、第二条は、いじめについて次のように定義している。

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童生徒等が特定の児童生徒等を心理的又は物理的に攻撃する行為（作為であるか不作為であるかを問わないものとし、インターネットの利用その他直接に対面しない方法により行われるものを含む。）であつて、当該児童生徒等に心身の苦痛又は財産上の損失を与えるものと認められるものをいう。

国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」では、具体的ないじめの態様について、以下のように示されている。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間外れ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

(2) いじめに対する理解

① いじめに見られる構造

いじめは加害・被害という二者関係だけの問題として捉えることはできない。周りで囃し立てたり面白がったりする「観衆」や見て見ぬふりをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」もいじめを助長する存在となる。また、一見仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位者のものが下位者の者に他者へのいじめを強要しているケースも

あるなど、周囲からは見えにくい構造もある。更に直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性がある。インターネット上のソーシャルネットワーキングサービスのやり取りの中でつくられている関係についても留意する必要がある。

②いじめに対する教職員の基本認識

以下に示す8点は教職員がもつべき「いじめに対する基本認識」である。

- ㊦ いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こり得るものである。
- ㊧ いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ㊨ いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ㊩ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ㊪ いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ㊫ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ㊬ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ㊭ いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 いじめ防止等の幌南小学校での取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止等に組織的に対応するために、「いじめ対策委員会」を設置する。委員会の構成員は次のとおりとする。

校長 教頭 主幹教諭 教務主任 保健主事 養護教諭 学年主任 生徒指導部長 いじめ防止担当 学びの支援コーディネーター スクールカウンセラー その他関係の教職員 必要に応じてスクールソーシャルワーカー等
--

※組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下、行う。

※いじめの疑いを把握した場合は、学校いじめ対策委員会で速やかに対応する必要があることから、構成員全員がそろわない場合（学校長が不在な場合も同様）でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。

※校長が不在時に学校いじめ対策委員会を開催する場合、教頭が校長の代理としての役割を担い（教頭も不在の場合は主幹教諭がその役を担い）会議録を校長に報告し、決裁を得る。

「いじめ対策委員会」は次のような役割を担うこととする。

- ① 学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直すPDCAサイクルの検証の中核となる役割。＜年間計画参照＞
- ② いじめの相談・通報窓口としての役割。
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に関わる情報の収集と記録、共

有を行う役割。

- ④ いじめの疑いに関わる情報があったとき、緊急に会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割等。

「いじめ対策委員会」の会議について

- ① いじめ対策委員会の会議の開催予定日を年間計画に位置付け、定例会議を月に1回開催する。
- ② 毎月の会議において、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。
- ③ いじめに係るアンケート実施後に、アンケート結果や面談等の内容について検討するために、いじめ対策委員会の会議を必ず開催する。
- ④ いじめ対策委員会の会議録を作成し、校長の決裁を得る。また、個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。

※なお、いじめ対策委員会が校内学びの支援委員会を兼ねることとする。

「いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐための取組について」

- ① 「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知及び解消については、学級担任などの個人に委ねず、学校いじめ対策組織で判断することを徹底する。
- ② いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。

- ③ いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童生徒及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、学校いじめ対策組織において行う。

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【国のいじめの防止等のための基本的な方針（最終改定平成29年3月14日）P30～31】

- ④ 複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、学校いじめ対策組織において集約と共有を図る。また、アンケートの結果など過年度の情報も含め、児童生徒ごとに個別に情報をまとめるなどして、経年的に把握できるようにする。

(2) 未然防止

いじめ防止において「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめはどの子どもにもどの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、望ましい人間関係を築き、豊かな心を育む「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むことが大切である。子どもの実態、保護者の意識、地域や学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的な取組を実施していく。

① よりよい人間関係を築く力と自己肯定感を高める

いじめは対人関係における問題であるという視点に立ち、生徒指導はもとより、特別活動等の体験学習などを通じて児童生徒同士の心の結び付きを深め、社会性を育む教育活動を進めていく。そのために、学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりに取り組む。教職員の温かい声かけや「仲間から認められた」「仲間の役に立った」という経験から自己肯定感を高め、自分のよさに自信をもち仲間を大切にしながら主体的に活動する子どもたちを育てていく。

② 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

子どもが自己肯定感を高め、自他のかけがえのない命を大切にしようとする子どもを育てためには、学校・家庭・地域社会が共に手を携え、命を大切にする指導の充実を図ることが重要である。「いのちの学習」の全体計画に基づきながら取組を進めるとともに、「子ども理解に関わる校内研修」を通して教職員の人権意識の高揚を図っていく。

③ 道徳教育の充実

「いじめをしない、許さない」資質を育むために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。道徳の授業では登場人物の心のゆれを追体験させることにより、人間としての「気高さ」「心遣い」「やさしさ」等にふれることで自分自身の生活や行動を振り返らせ、いじめの抑止へと結び付けていく。

④ 学習指導の充実

一人一人に「確かな学力」をつけるための指導の在り方について研究し、実践する。授業においては、子どもが「分かる、できる、楽しい」という学ぶ喜びが実感できるよう、日頃より教材研究や授業研究を行うなど指導の工夫、改善に努める。

⑤ 開かれた学校づくり

本方針をホームページで公開し、いじめ防止の取組についていつでも見られるようにすることで、保護者と共通理解を図るとともに、青少年育成委員会と情報交換をしたり、地域のコミュニティーから情報を得たりする関係づくりに努める。また、学校評議員からいじめ防止に関わる改善の視点をいただくなど、家庭地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。また、進学に関わり、地域の中学校と引継ぎ事項を決め、児童の情報を伝える。

⑥ インターネット上のいじめの防止

児童にソーシャルネットワーキングサービス等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が人権侵害行為であることをしっかりと指導するとともに、授業だけ

ではなく、外部の専門家を招き児童にインターネット利用のマナーやモラルについて学習させる。また、保護者に対してフィルタリングの設定やインターネット利用に関する家庭でのルール作り等を周知徹底する。

⑦ 学校いじめ防止基本方針の教職員の共通理解

学校長が示す学校経営案に学校いじめ防止基本方針に関わる内容を位置付ける。また、学校経営案提示時に校長から及び特別委員会（いじめ対策委員会）提案時には実務担当者から、本方針について説明をする。

⑧ 校務の効率化

教育活動の精選や見直しによる担任の業務軽減を図る。また、教職員が児童と向き合う時間を確保するため、校務分掌の適正化を図る。（例）加配人材、学びのサポーター、福祉補助員の有効活用、担任の得意分野を生かした授業交流（学年内専科）

⑨ 個別の対応状況に関する記録及び引継について

⑦ いじめに関する個別の対応状況に関する記録については、児童生徒の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。

④ 悩みやいじめに関するアンケート調査用紙は、小学校から中学校に用紙そのものを引き継ぎ、定められた期間（３年間）保管する。

（３） 早期発見・・・見えにくいからこそ積極的に認知に努める

いじめ発見の遅れは、早期解決を困難にさせ、問題の複雑化、深刻化につながることもあるため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう意識を高く保つとともに、教育相談体制を整え、いじめを積極的に認知することに努める。

いじめが見えにくい理由

<いじめは大人の見えないところで行われる>

無視やメールなどの客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。遊びやふざけ合のような形態、被害者なのに加害者と仲のよい仲間の一員のような形態で行われる。

<いじめられている本人からの訴えは少ない>

いじめられている子どもには、「親に心配をかけたくない」「いじめられている自分はダメな人間だ」「訴えたらその仕返し怖い」「訴えても大人は信用できない」などの心理が働いている。

<ネット上のいじめはもっとも見えにくい>

ネット上でいじめにあっている兆候は学校では把握しにくい。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に啓発し、いじめが疑われる場合は、即座に学校に連絡するように依頼しておくことが大切である。

① 日常の観察

休み時間や給食・清掃時間等の子どもたちの様子にも目を配る。「子どもがいるところには教職員がいる」ことを目指し、子どもと共に過ごす機会を積極的に設け、いじめを察知できるようにする。

② 教育相談体制の充実

各担任、養護教諭は懇談や面談を定期的実施し、児童や保護者の声に耳を傾け、いじめ等の訴えがあった場合、児童や保護者の思いや不安・悩みを十分に受け止める。また、教務部を中心にいじめを訴えやすい環境の整備に努める。

③ アンケート調査の実施

市教委による「悩みやいじめに関するアンケート」だけではなく、年間3回のアンケートを活用し実態把握に努める。いじめられている子どもにとっては、アンケート用紙に記入することが難しい状況であることも考えられるので、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識に立ち行う。(アンケートが全てではない)

(4) 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を行うことが必要である。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応することが重要である。

いじめ対応の基本的な流れ

いじめの発見

安全確保

事実確認

指導・支援・助言

情報提供 保護者との連携

- ☐直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせに来た児童の安全を確保する。
- ☐見守る体制を整備する。
- ☐当事者や周りの子どもから聞き取り、記録する。
- ☐関係教職員と情報を共有し、正確に実態を把握する。
- ☐指導方針を明確にしてすべての教職員の共通理解を図る。
- ☐関係機関（市教委等）との連携を図る。
- ☐いじめられた子どもを保護し、心配や不安を取り除く。
- ☐いじめた子どもに相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で、「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。
- ☐保護者と直接会って、具体的な対策を伝える。
- ☐いじめた子どもの保護者に協力を求め、いじめられた子どもの保護者に対して必要な対応を行ってもらう。
- ☐カウンセラー等を活用し心のケアにあたる。
- ☐心の教育の充実に向けて、改善点を生かした学級経営に努める。

※緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる事が懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールセーフティアドバイザーなどの活用も含めて教育委員会と連携して対応に当たる。

(5) 重大事態への対応

① 重大事態の判断・報告

次のような事態が発生した際、文部科学省で定めている重大事態対応フロー図を基に、直ちに適切な対応を行う。

- 1 いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態については、次の事項に留意する。

- ☐ 「生命、心身または財産に重大な被害」については、次のようないじめを受けた児童の状況に着目して判断する。
 - 児童が自殺を企画した場合。
 - 身体に重大な障がいをおった場合。
 - 金品等に重大な被害をおった場合
 - 精神性の疾患を発症した場合。
- ☐ 「相当期間」については不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対応を行う。

② 重大事態の調査の実施と結果の提供

- ㊦ 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- ㊧ 「いじめ対策委員会」が中心となって、事実内容を明確にするための調査にあたる。
- ㊨ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童や保護者に説明する等の措置を行う。
- ㊩ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた児童及び保護者に対し提供する。

(6) 研修

学校におけるいじめ防止、早期発見、いじめに対する措置等、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

① 職員会議

- ・学校いじめ防止基本方針の周知徹底：職員会議で、本校のいじめ防止基本方針の確認を繰り返す行う。

・「悩みやいじめに関するアンケート調査」の結果に応じて、いじめ対策委員会で検証する。

② 校内研修

- ・「分かる・できる・楽しい」授業づくりに努める。
- ・特別な支援を要する児童へ配慮した授業を進める。
- ・事例研修等により児童生徒理解を進め、カウンセリングマインドの習得を行う。
- ・情報モラル研修：スマートフォン・タブレット、インターネット等を通じて行われるいじめに対応する研修を設定する。

学校用重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

○第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
○いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

○学校より教育委員会へ重大事態の発生を報告（※教育委員会から市長へ報告）
ア）「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
イ）「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などには、迅速に着手）
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあたったとき」

教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設定者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

●学校の下に、重大事態の調査組織を設置

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有していない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努めることが求められる。

※第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

●調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※いじめの行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。

※たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。

※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

●いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で経過報告があることが望ましい）

※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

※得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

●調査結果を学校の設定者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

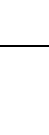
※いじめを受けた児童生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

●調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設定者が調査主体となる場合

●設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

幌南小学校いじめ対策年間計画

	いじめ対策推進委員会		未然防止・早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P 	・いじめ定例会議① (いじめ防止基本方針について)	・学びの支援交流会①(健康面・行動面) ・春休み明け「心のアンケート」 ・身体測定 ・保健指導 ・全校道徳(あいさつ)	・参観懇談 ・学校説明会で基本方針の説明 ・教育相談
5月	D 	・いじめ定例会議②	・学びの支援交流会②(生活・行動面) ・運動会	
6月		・いじめ定例会議③	・子しんじゅ遠足 ・全校道徳(安全・規則の尊重) ・校内「悩みやいじめに関するアンケート」 →個別の資料に記録	・学校保健委員会
7月	C 	・いじめ定例会議④	・学校評価全体会①で成果と課題	・参観懇談
8月		全 市 <子どもの命を見つめ直す月間>		
9月	A 	・いじめ定例会議⑤	・夏休み明け「心のアンケート」 校内「担任の目からのいじめ状況調査」(9月) ・学校評価ミニで成果と課題 ・全校道徳(いのち)	・三者教育相談
10月	P 	・いじめ定例会議⑥	・全校道徳(思いやり) ・学びの支援交流会③	・参観懇談
11月	D 	・いじめ定例会議⑦	・(市教委) いじめアンケート ⇒全員と面談 ・幌南音楽会	・学校関係者評価委員会① ・保護者、児童への学校評価アンケート
12月	C 	・いじめ定例会議⑧	・学校評価全体会②で成果と課題	
1月		・いじめ定例会議⑨	・冬休み明け「心のアンケート」	
2月	A 	・いじめ定例会議⑩ (いじめ防止基本方針の見直し)	・学びの支援交流会④	・参観懇談 ・学校関係者評価委員会② ・学校説明会での周知
3月		・いじめ定例会議⑪	・子しんじゅお別れ会 ・卒業式	
通年		・いじめに関する情報の収集 ・望ましい人間関係を構築するための情報発信	・豊かな心を育む取組の充実 ・全校朝会などでの講話 ・道徳教育の充実 ・子しんじゅ活動の充実 ・SC等による相談体制の充実	